



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年3月15日(火) 第9984号

目次

ページ

告示

| | |
|----------------------|---|
| ○道路の区域変更(道路管理課) | 2 |
| ○同 | 2 |
| ○同 | 2 |
| ○同 | 3 |
| ○同 | 3 |
| ○河川区域変更による廃川敷地等(河川課) | 3 |

人事委員会規則

| | |
|-----------------------------------|---|
| ○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 5 |
| ○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 | 5 |
| ○群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則 | 5 |
| ○群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 | 5 |

公安委員会規則

| | |
|---|---|
| ○群馬県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(生活安全企画課) | 6 |
| ○群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則(同) | 7 |

■ 告 示

◎群馬県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル |
|-------|--------|------------------------------|--------|---------------|-------------|
| 県道 | 前橋西久保線 | 前橋市上泉町883番の2地先から同市同1032番地先まで | 前 | 10.0～14.7 | 227.0 |
| | | | 後 | 10.0～25.7 | 227.0 |

◎群馬県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル |
|-------|---------|---|--------|---------------|-------------|
| 県道 | 前橋安中富岡線 | 高崎市棟高町字西新堀618番の1地先から同市箕郷町上芝字大杉344番地の2地先まで | 前 | - | - |
| | | | 後 | 24.0～135.2 | 3169.1 |

◎群馬県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル |
|-------|-----|-----|--------|---------------|-------------|
|-------|-----|-----|--------|---------------|-------------|

| | | | | | |
|----|-------|-------------------------------------|---|----------|-------|
| 県道 | 高崎渋川線 | 高崎市棟高町字西新堀681番の3地先から同市同字同595番の4地先まで | 前 | 8.4~8.4 | 242.0 |
| | | | 後 | 8.4~37.0 | 242.0 |

◎群馬県告示第65号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員メートル | 延長メートル |
|-------|--------|---|--------|-----------|--------|
| 県道 | 高崎東吾妻線 | 高崎市箕郷町下芝字萬行767番の1地先から同市箕郷町上芝字大杉328番の4地先まで | 前 | 17.8~34.3 | 89.0 |
| | | | 後 | 17.8~37.3 | 89.0 |

◎群馬県告示第66号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員メートル | 延長メートル |
|-------|---------|--|--------|---------------------|----------------|
| 県道 | 柏木沢大八木線 | 高崎市保渡田町字東谷2059番の3地先から同市同字橋場2500番の1地先まで | 前 | 6.7~8.9 | 339.6 |
| | | | 後 | 6.7~8.9 7.3~36.1 | 339.6 395.0 |

◎群馬県告示第67号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部河川課及び群馬県高崎土木事務所において縦覧に供する。

令和4年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 河川の名称 利根川水系 一級河川雁行川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和4年3月15日
- 3 廃川敷地等の位置 高崎市寺尾町字市海道2702番1地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 87.88㎡

■ 人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十五日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第三号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十三年群馬県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
別表第二行政職給料表の部の次に次のように加える。

| | | | |
|------------|----|---------------------|-----------------------------------|
| 公安職 給料表 | 九級 | 警察本部の部長 又は参事官の職務 | 一 サイバーセンター長の職務 二 外国人総合対策参事官の職務 |
|------------|----|---------------------|-----------------------------------|

附 則

この規則は、令和四年三月十八日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十五日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第四号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
別表第三のうち六警察の表警察本部の項中「特殊詐欺対策統括官」を「組織犯罪対策統括官」に、「参事官」を「参事官」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | |
|----------|-----------|----|
| サイバーセンター | サイバーセンター長 | 二種 |
|----------|-----------|----|

附 則

この規則は、令和四年三月十八日から施行する。

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十五日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第五号

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則（平成二年群馬県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
第二条第二十一号中「銃器犯罪捜査従事手当」を「銃器等犯罪捜査従事手当」に改める。

第二十三条の見出し及び同条第一項中「銃器犯罪捜査従事手当」を「銃器等犯罪捜査従事手当」に改め、同項第一号中「又は銃器」を「若しくはクロスボウ（以下「銃器等」という。）又は銃器等」に改め、同項第二号、第四号及び第五号中「銃器」を「銃器等」に改める。
附則第八項第一号中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定するものをいう。」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十五日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第六号

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年群馬県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。
第七条第一項第二号イ及びロ中「警察本部」の下に「サイバーセンター」を加える。

附 則

この規則は、令和四年三月十八日から施行する。

■ 公安委員会規則

群馬県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則をここに公布する。

令和4年3月15日

群馬県公安委員会委員長 町田 錦一郎

群馬県公安委員会規則第4号**群馬県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則**

(趣旨)

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「政令」という。)及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号。以下「施行規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出書等の提出部数)

第2条 施行規則第1条第2項の規定により群馬県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が定める届出書、申請書その他提出すべき書類等の部数は、次のとおりとする。

- (1) 施行規則第4条第1項及び第2項に規定する届出書 2通
- (2) 施行規則第6条に規定する写真 2枚
- (3) 施行規則第11条第1項第12号に規定する写真 2枚
- (4) 施行規則第33条に規定する写真 2枚
- (5) 施行規則第35条第3項に規定する写真 2枚
- (6) 施行規則第58条第1項(第72条において準用する場合を含む。)に規定する届出書 2通
- (7) 施行規則第76条第1項第1号に規定する写真 2枚(受けようとする認定の数が2以上であるときは、その数に1を加えた枚数)
- (8) 施行規則第79条に規定する写真 2枚(受けようとする再交付の数が2以上であるときは、その数に1を加えた枚数)
- (9) 施行規則第90条第1項及び第2項に規定する届出書 2通
- (10) 施行規則第100条第1項及び第2項に規定する届出書 2通
- (11) 施行規則第102条第2項及び第3項(第103条第2項において準用する場合を含む。)に規定する届出書 2通
- (12) 施行規則別表第1に規定する写真 2枚(法第9条の16第1項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者のうち、受けようとする認定の数が2以上であるときは、その数に1を加えた枚数)
- (13) 前各号に掲げるもの以外のもの 1通

(所持許可の期間)

第3条 政令第6条第1項の規定により公安委員会が定める許可の期間は、2年とする。

2 政令第6条第2項の規定により公安委員会が定める許可の期間は、1年を超えない範囲内において公安委員会が必要と認める期間とする。

3 政令第24条第1項の規定により公安委員会が定める許可の期間は、60日を超えない範囲内において公安委員会が必要と認める期間とする。

(認定証の有効期間)

第4条 政令第26条第2項の規定により公安委員会が定める教習資格認定証の有効期間は、3月とする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、法、政令及び施行規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月15日

群馬県公安委員会委員長 町 田 錦一郎

群馬県公安委員会規則第5号

群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例施行規則（平成20年群馬県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「による銃砲」を「による銃砲等」に改める。

別記様式中「あて」を「宛て」に、「申請人氏名」を「申請人氏名」に、

| | | |
|-----------|--|---|
| 所持許可等申請銃種 | | を |
| 銃 番 号 | | |

| | | |
|---------------------------|--|----|
| 所持許可等申請に係る銃砲等又は刀剣類の種類及び特徴 | | に、 |
|---------------------------|--|----|

| | |
|---|---|
| 上記免除申請する銃砲については、国又は地方公共団体の業務にのみ使用する銃砲であることを証明します。 年 月 日 長 | を |
|---|---|

| | |
|--|----|
| 上記免除申請する銃砲等又は刀剣類については、国又は地方公共団体の業務にのみ使用する銃砲等又は刀剣類であることを証明します。 年 月 日 所在地 職名・氏名 | に改 |
|--|----|

め、同様式注2中「所持許可等申請銃種欄、銃番号欄」を「所持許可等申請に係る銃砲等又は刀剣類の種類及び特徴欄」に、「銃砲所持許可申請書又は銃砲所持許可証」を「各所持許可申請書又は所持許可証」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
